

○防犯グッズ貸出数量等の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、自主防犯活動に伴う防犯グッズの貸出要領第3条に規定する貸出品（以下「貸出品」という。）の種類（品目）、数量、貸出品の対象者（以下「被貸出者」という。）及び貸出期間等について次のとおり定めるものとする。

(種類)

第2条 貸出品の種類（品目）は、次のとおりとする。

- (1) 腕章（一般防犯用）
- (2) 腕章（わんわんパトロール用）
- (3) ベスト
- (4) 帽子
- (5) スウィングボーン（わんわんパトロール用）
- (6) 青色誘導灯
- (7) 車両用青色回転灯

(数量)

第3条 貸出品の数量については、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号から第5号までの被貸出者に対し、貸出品1種類につき必要な数とする。
- (2) 前条第6号の被貸出者に対しては、原則3本とする。

ただし、防犯団体の長から申し出があり特別な事情がある場合において、それを管理者が認めた場合はこの限りではない。

- (3) 前条第7号の被貸出者に対しては、原則1個とする。

ただし、防犯団体の長から申し出があり特別な事情がある場合において、それを管理者が認めた場合はこの限りではない。

(被貸出者)

第4条 被貸出者は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第6号の被貸出者は、夜間防犯パトロールに取り組む団体とする。（ただし、わんわんパトロール実施団体として登録している団体を除く。）
- (2) 第2条第7号の被告貸出者は、神奈川県警察本部長から「パトロール実施者証」の交付を受けた者とする。

(期間)

第5条 貸出品の貸出期間は次のとおりとする。

貸出期間は、1年間とする。被貸出者から申し出がない場合は、1年間更新するものとし、以降同様とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成23年5月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準は、施行日以降に行われる貸出について適用し、施行日の前日までに行われた貸出しについては、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成27年5月27日から施行する。

付 則

この基準は、平成31年3月5日から施行する。

付 則

この基準は、令和元年12月19日から施行する。

付 則

この基準は、令和4年12月26日から施行する。